



災害時における応急措置等の実施に関する協定

矢掛町（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県建設業協会矢掛支部（以下「乙」という。）は、甲の管理する公共施設、公共土木施設及び土地改良施設等（以下「公共施設等」という。）について、地震災害、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務並びに建設資機材等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共施設等における災害時の応急措置等の実施に関して、甲が乙に協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、応急措置等を要請する必要があると認めるときは、乙に対して、次の各号に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、後日、速やかに文書を送付することができるものとする。

- (1) 災害の状況及び作業内容
- (2) 協力を必要とする日時、場所及び期間
- (3) 協力を必要とする人員及び建設資機材等の数量又は台数
- (4) その他協力に必要な事項

（実施）

第3条 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、特別の理由のない限りこれを受諾し、甲の現地責任者の指示を受け、要請にしたがって協力に従事するものとする。ただし、甲の現地責任者の指示を受けられない場合は、自ら前条の要請に従って協力に従事するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力に従事した場合は、次に掲げる事項を文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 協力に従事した業者名、現場責任者、人員
- (2) 協力に従事した作業場所、作業内容
- (3) 協力に使用した建設資機材等の種別台数及び使用時間数
- (4) その他町長が必要と認める事項

（経費の負担）

第5条 乙が、第3条による協力のために要した経費は、甲が負担する。

2 経費等の算出方法については、災害発生時の当該地域における通常のコストを基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(連絡)

第6条 乙は、この協定による応急措置等について協力できる人員及び建設資機材等の数量について、毎年4月末日までに甲に連絡するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

(情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等に関する被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項その他必要が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年12月1日

(甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長 山野 通彦



(乙) 岡山県小田郡矢掛町横谷112番地

岡山県建設業協会矢掛支部

支部長 横畑 英夫



資料２－３０ 災害時における応急措置等の実施に関する協定
(締結建設業者一覧)

業 者 名	代表者	住 所	電話番号	備 考
(株)出原建設	出原 正朗	矢掛町小田５５３－４	８４－８３０６	支部長
(株)横畑組	横畑 弘	矢掛町東三成４１１－１	８２－１４１０	
(株)共生	原田 三郎	矢掛町矢掛２５３９	８２－１７１７	
坂川建設鋳業(株)	坂川 晃一	井原市美星町宇戸１０５５	８４－８７５０	
山陽建設(株)	小川 利通	矢掛町南山田３９４－１	８３－１０５５	
(有)竹内工業	竹内 久善	矢掛町小林９９７－８	８３－１２５２	
福井建設工業(株)	福井 竹夫	矢掛町東三成１０－１	８２－０４７４	
(株)三好組	三好 員弘	矢掛町中１７０	８２－０５２２	
(株)矢建	吉實 孝志	矢掛町東川面９５５－４	８２－０４５３	
山岡建設(株)	山岡 美喜	矢掛町東川面９３８－１	８２－０１５１	
(有)山本組	江尻 強	矢掛町上高末１３６６－２	８２－１５９０	
(株)青江造園土木	青江 宏之	倉敷市玉島八島９５９－５	８２－１８４１	
(株)江尻設備	江尻 康之	矢掛町横谷１６０３	８２－２３３３	
(株)ナカハラ	中原 一充	矢掛町小田６４９８－２	８４－８５５９	
山室農機(有)	山室 文人	矢掛町小林１７５－２	８２－０８５４	
(株)東和建材社	三宅 譲	矢掛町矢掛３０４７－１６	８２－０２５２	
(有)信長興業	信長 華	矢掛町浅海２８５１－１	８２－１３１３	
(株)トキ	土岐 修	矢掛町江良７６５－１	８２－３２４１	

アマチュア無線による災害時応援に関する協定書

大規模な水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、災害時における情報の収集及び伝達（以下「情報の収集等」という。）に関して、矢掛町（以下「甲」という。）とアクティブハムクラブ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、矢掛町内において災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合における情報の収集等の体制を充実させるため、甲の要請に乙が協力して実施する情報の収集等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害を基本とする。

（通信活動の性格）

第3条 前条における乙が行う協力は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内で行うアマチュア無線通信で、ボランティア精神に基づく活動とする。

（情報収集等の要請）

第4条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合は、必要に応じて情報の収集等の項目又は内容（以下「要請内容」という。）を明らかにして乙に要請することができることとする。

（要請による活動）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、組織的に情報の収集等を行うものとする。

2 乙は、甲の要請内容にかかわらず、特に必要と思われる災害情報については甲に情報提供することができることとする。

3 乙は、情報の収集等のため、必要に応じて、情報連絡員を災害対策本部に派遣することができる。

（防災訓練への参加）

第6条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、情報の収集等によって知り得た個人情報について、その保護に努めなければならない。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては矢掛町災害対策本部等における総務企画部長、乙においてはアクティブハムクラブ代表とする。

(疑義)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年9月1日

(甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
矢掛町

矢掛町長  

(乙) 岡山県小田郡矢掛町東三成858番地1
アクティブハムクラブ

代 表   

災害時における情報共有と緊急放送に関する協定書

令和元年 11 月 15 日

矢 掛 町

矢掛放送株式会社



災害時における情報共有と緊急放送に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）及び矢掛放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における情報共有と緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、矢掛町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲及び乙と協力して災害に関する情報共有や緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 甲及び乙は、互いに矢掛町地域防災計画の趣旨を遵守し、町民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報や支援情報を提供するように努めるものとする。

（情報共有の実施）

第3条 甲及び乙は、相互に情報の共有を行う。

2 甲は、乙が管理する防災用IPカメラから得られる情報を必要に応じて利用することができるものとする。

3 甲は、収集した災害情報や支援情報を可能な限り乙と共有するように努めるものとする。

4 乙は、企業活動において知り得た災害情報について、可能な限り甲と共有するように努めるものとする。

（災害緊急放送の実施）

第4条 災害緊急放送は、乙が管理する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して行うものとする。

2 災害緊急放送は、矢掛町災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、災害緊急放送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（費用負担）

第6条 乙は、災害緊急情報伝達装置、映像伝送装置の設備及び修理に関する費用を負担するものとする。ただし、甲の管理施設に設置している防災用IPカメラの電気料金は甲の負担とする。

2 防災用IPカメラの設置費用は、原則として乙の負担とする。ただし、設置箇所は、甲及び乙の協議により決定するものとする。

3 乙は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う人件費、その他災害緊急放送に要する一切の費用を負担するものとする。

4 甲が緊急情報伝達を行う上で、新たな装置を導入する必要があると認めた場合はこの限りでない。なお、この場合の導入費用の負担は、甲及び乙が協議して定める

ものとする。

- 5 乙は、災害緊急放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、自己の責任と負担においてその解決を図るものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の効力は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

- 2 協定期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙から何らの異議申立てのない場合は、協定期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年11月15日

甲 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
矢掛町

矢掛町長

山形通彦



乙 岡山県小田郡矢掛町矢掛3077番1の2
矢掛放送株式会社

代表取締役社長

渡邊真



災害時における被災者に対する 防災活動協力に関する協定書

令和3年7月16日

矢掛町・マックスバリュ西日本株式会社



災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することが出来る。

- （1） 乙の所有または管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
- （2） 乙の店舗において、被災者に対し、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3） 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- （4） 乙の店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：矢掛町総務防災課長

乙：マックスバリュ西日本㈱ マルナカ矢掛店 店長

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、令和3年7月16日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙が協議し更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年7月16日

甲：岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長

山形通彦



乙：広島県広島市南区段原南一丁目3-52

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役社長

平尾健一





災害時における行政書士業務相談に関する協定書

平成 29 年 6 月

矢 掛 町

岡 山 県 行 政 書 士 会

災害時における行政書士業務相談に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）と岡山県行政書士会（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時における、行政書士業務に関する相談業務（以下「行政書士業務相談」という。）の体制確保及び実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、大規模災害発生時において、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士業務相談について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（業務の実施）

第3条 甲は、大規模な災害において町民（甲の地域内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）のために、緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたときは、乙に行政書士業務相談を実施するよう要請するものとする。

2 乙が、諸般の事情から緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたと認め、かつ、甲に対し行政書士業務相談を行う旨を通知したときは、これを行うことができるものとする。

（業務の範囲）

第4条 前条の規定により乙及び乙の会員が行う行政書士業務相談は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第1項第4号の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1） 乙による行政書士被災者支援相談所の開設
- （2） その他甲及び乙が必要と認める業務

（相談担当者の連絡）

第5条 乙は、第3条の規定により、行政書士業務相談を行う場合には、速やかに行政書士業務相談担当者を選出し、甲へ行政書士業務相談担当者名簿を提出するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に行政書士業務相談担当者名簿を提出するものとする。

(相談場所の確保及び広報)

第6条 甲は、行政書士業務相談を行う場所の確保及び行政書士業務相談を実施する旨の広報を行うものとする。

(報告)

第7条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者及び相談内容について随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(経費)

第8条 本協定に基づく行政書士業務相談は、町民に対して無償で提供するものとする。

2 甲は、乙に対し、本協定に基づく行政書士業務相談の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(補償)

第9条 第3条の規定に基づき、乙が実施する行政書士業務相談に従事又は協力する乙の会員が、当該行政書士業務相談に従事又は協力したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における補償は、乙が負担するものとする。

(変更及び解除)

第10条 甲及び乙は、協議により、本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができるものとする。

(協議解決)

第11条 本協定の実施に関し、必要な事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙間で協議を行い決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定書締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙双方又はいずれか一方から改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定成立を証するため本書を2通作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年6月1日

甲 小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長 山 野 通 彦



乙 岡山市北区表町三丁目22番22号

岡山県行政書士会

会 長 藤 井 薫



災害時における行政書士業務相談に関する協定実施要領

矢掛町（以下「甲」という。）と岡山県行政書士会（以下「乙」という。）は、「災害時における行政書士業務相談に関する協定」第11条に基づき、その運用について以下のように定める。

1 協定全体の本旨

この協定は、大規模災害発生時に予想される混乱の中で、行政に係る方途を見失いがちな大勢の被災者と、被災者への対応に苦慮しがちな行政との間に行政書士会による相談会が立つことで、被災者の行政へのアプローチを適格、かつ、効率的にし、もって、被災者と行政双方の災害からの立ち上がりに資することを本旨とするものである。本運用規程も同様の趣旨から解釈することが望まれる。

2 第3条関係

甲の乙に対する行政書士業務相談の実施要請は、様式1の協力要請書により、岡山県行政書士会事務局に行うものとする。

3 第4条関係

この協定における行政書士相談業務は、原則として被災者が取るべき対応の大略を伝え、行政の担当部署を指示することを内容とする。したがって、行政書士の通常の業務のように、被災者からの個別の依頼に基づき申請・届出書類を作成又は提出等をするものではない。

ただし、被災者及び甲からの要望によって、相談の上、個別に申請書類作成等の依頼に携わることもありうるものとする。

この場合であっても、会場での受託はしない。

4 第5条関係

甲からの要請を受けた場合、乙（行政相談の担当部署）は甲に連絡して、相談会実施の事前打合せをする。

その後、乙はただちに担当部員2名を選定し、この2名が現地に赴き、甲と設置場所、相談分野等の具体的協議を行う。

この協議の結果をもって、乙はすみやかに運営会議を開催して運営方法を検討し、初期段階での行政書士業務相談担当者を選出するとともにその名簿を甲に提出する。

5 第6条関連

相談所開設の時期は、当初の救助活動がひと段落し、甲又は甲の住民が生活再建に向けての準備に入り始めたときを原則とする。

6 第7条関係

乙が協定書第7条の規定により報告するときは、様式2の実施報告書により甲に報告するものとする。

この実施要領の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年6月1日

甲 小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長 山野 通彦



乙 岡山市北区表町三丁目22番22号

岡山県行政書士会

会 長 藤 井 薫



様式第1号（第3条第1項関係）

第 号
年 月 日

岡山県行政書士会会長 様

矢掛町長

協 力 要 請 書

災害時における行政書士業務相談に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1. 要 請 内 容	
2. 要 請 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
3. 要 請 場 所	所在地： 名 称： TEL： 現地担当者名：
4. 電話・FAX等による要請日時	FAX, TEL, その他 () 年 月 日 () 時 分
5. 要 請 担 当 者	所 属： 職 名： 氏 名： TEL：
6. 備 考	

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

矢掛町長 様

岡山県行政書士会
会長

実 施 報 告 書

災害時における行政書士業務相談に関する協定書第7条に基づく実施報告書を提出します。

1. 要 請 文 書 番 号	第 号
2. 実 施 期 間	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ～ 年 月 日 () 午前・午後 時 分
3. 実 施 場 所	所在地： 名 称：
4. 実 施 者 (行政書士業務相談担当者)	所属： 氏名： TEL：
5. 相 談 の 件 数	件
6. 相談の対象者・内容	対象者： 内 容：
7. その他特記事項	
8. 備 考	

※相談場所毎に提出して下さい。

災害時における被災車両の撤去等に関する協定書

平成 29 年 3 月 24 日

矢掛町・一般社団法人日本自動車連盟

災害時における被災車両の撤去等に関する協定書

大規模な水害、地震等による非常災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、緊急車両等の通行及び地域住民の避難路の確保のための被災車両及び避難者による放置車両等（以下「被災車両」という。）の撤去等について、矢掛町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本自動車連盟（以下「乙」という。）とは、被災車両の撤去等に関する協定書を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、矢掛町内で災害が発生した場合において、甲が乙に対し、被災地における被災車両の撤去等の要請を行う場合の手続等について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害を基本とする。

（業務内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害対策基本法第64条第2項により甲が実施する応急処置のうち緊急車両等の通行及び地域住民の避難確保のために必要な被災車両等の撤去業務（以下「業務」という。）とする。

2 甲は、前項により乙に業務を要請することのできる道路及びその区間の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1次緊急輸送道路
- (2) 第2次緊急輸送道路
- (3) 第3次緊急輸送道路
- (4) その他人命救出救助等に必要となる路線及び区間

（支援要請）

第4条 甲は、被災車両の撤去等の必要を認めた場合に、乙に撤去等の業務の要請を行うことができるものとする。

2 甲は、前項の規定により要請を行うとき次の事項を乙に連絡するものとする。

- (1) 被災の態様と要請を必要とする概要（場所及び支援活動概要）
- (2) 招集場所
- (3) 担当者への連絡方法
- (4) その他必要な事項

3 乙は、甲からの要請があった場合は、乙の所有する装備の範囲内で可能な撤去等の作業を行うものとする。ただし、災害の状況により迅速な対応が困難な場合には甲乙双方が協議の上決定するものとする。

（業務費用の負担）

第5条 この協定に基づく業務に要する費用については、乙が負担する。

(災害補償)

第6条 この協定に基づく業務の実施により、出勤した乙の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

(損害賠償)

第7条 本協定に基づく業務の実施により、損害が発生した場合の補償については、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この被災車両の撤去等によって個人情報と取り扱う場合及び知り得た個人情報は、その保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては矢掛町災害対策本部等における総務部長、乙においては一般社団法人日本自動車連盟中国本部岡山支部事務所長とする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成30年3月31日までとし、有効期間満了日1月前までに甲又は乙からの解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙双方が署名押印の上各自1通を保有する。

平成29年3月24日

甲 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018

矢掛町

矢掛町長

山形通秀



乙 岡山県岡山市中区穨155-9

一般社団法人日本自動車連盟 中国本部

岡山支部支部長 山口洋之



立会人

矢掛町議会

議長

江尻健二





災害時の福祉避難所に関する協定書

令和2年7月8日

矢掛町

医療法人社団新風会

介護老人保健施設

リハヴィラ ポルソ矢掛

災害時に要配慮者の福祉避難所として 介護老人保健施設 リハヴィラ ポルソ矢掛 を
使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、矢掛町（以下「甲」という。）が、医療法人社団新風会 介護老人保健施設 リハヴィラ ポルソ矢掛（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として介護老人保健施設 リハヴィラ ポルソ矢掛の使用を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要配慮者」とは、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、災害時において、前条に規定された要配慮者の存在を把握した場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

(1) 介護老人保健施設 リハヴィラ ポルソ矢掛

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の要請に基づき、乙が受け入れを承認した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要配慮者が利用期間内に要した経費の負担については、別記①「福祉避難

所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要配慮者等に要する食費に関する届出」を作成し、甲と協議するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、業務上知り得た要配慮者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記②「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(有効期限)

第13条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に意義がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 2年 7月 8日

(甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長

山 野 通 清

(乙) 岡山県小田郡矢掛町横谷1497番地

医療法人社団新風会

介護老人保健施設 リハヴィラ ポルツ矢掛

理事長

高 越 秀 和



福祉避難所としての使用に係る事務担当者名簿

令和 年 月 日

矢掛町

担当部門				
所在地				
代表者				
代表電話番号				
FAX				
連絡順位	職名	氏名	電話番号	メールアドレス
第1順位者				
第2順位者				
第3順位者				

福祉避難所

担当部門				
所在地				
代表者				
代表電話番号				
FAX				
連絡順位	職名	氏名	電話番号	メールアドレス
第1順位者				
第2順位者				
第3順位者				

(秘密の保持)

第9 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(協定の解除及び損害賠償)

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

別記② 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

別記① 福祉避難所の設置場所、介助員等に関する人件費及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。） ・ 日勤（日給・時間給） _____ 円 ・ 夜勤（日給・時間給） _____ 円 ・ 宿直 _____ 円 （計） _____ 円	
(2) 要配慮者等に要する食費 ・ 朝食 _____ 円 ・ 昼食 _____ 円 ・ 夕食 _____ 円 （計） _____ 円	
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 実費相当額 _____ 円	

(あて先)

矢 掛 町 長 殿

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者 職 氏名

災害時における一時避難・災害復旧活動 への協力に関する協定書

令和 2 年 8 月 1 8 日

矢 掛 町

備中西商工会



災害時における一時避難・災害復旧活動への協力に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）と備中西商工会（以下「乙」という。）は、災害時における町民の一時避難及び甲による災害復旧活動への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、矢掛町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における乙の甲に対する協力に関する事項について定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置又はこれに準じた体制を設置したときは、乙に対して次の各号に定める事項についての協力を要請することができる。

(1) 甲が、次に掲げる乙の施設の一部（以下「一時避難スペース」という。）を、一時的な避難を必要とする町民（以下「一時避難町民」という。）の避難場所として無償にて提供すること。

所在地	矢掛町小林163番地2
施設名	備中西商工会館
対象範囲	1階：大ホール 2階：和室

(2) 携帯電話等の機器を充電するスペースを無償にて提供すること。

- 2 乙は、甲から前項の協力要請があった場合には、乙の業務に支障がなく、かつ、相当と乙が認める範囲・期間において、協力するものとする。
- 3 前項に基づく乙の協力に関して、甲又は一時避難町民に事故その他の事由により何らかの損害等が生じた場合であっても、乙はその責めを負わない。

ただし、当該損害等の発生が乙の故意又は重大な過失によるときは、この限りではない。

（協力要請の方法）

第3条 前条第1項の協力要請は、文書によることとするが、緊急の場合には、口頭、電話等で要請し、事後文書によって提出することができるものとする。

ただし、大規模地震による緊急事態においては、乙は、甲からの要請を待たずに、一時避難町民の一時避難所として受入れを行うことができるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項その他必要が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年8月18日

(甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長

山形通彦



(乙) 岡山県小田郡矢掛町小林163番地2

備中西商工会

会長

佐伯健次郎





地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土交通省国土地理院と岡山県矢掛町は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び矢掛町が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに町勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び矢掛町は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び矢掛町は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び矢掛町は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び矢掛町は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び矢掛町のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月4日

茨城県つくば市北郷1番
国土交通省国土地理院長

野田 勝



岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
岡山県矢掛町長

山 野 通 彦



災害時における段ボール製品の供給に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）と大王パッケージ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における段ボール製品の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、風水害、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、避難所の運営等に必要な段ボール製品の調達に関し必要な事項を定める。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時に段ボール製品の供給が必要となった場合は、段ボール製品供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾し、段ボール製品の供給に努めるものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に要請する物質は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物質とする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製間仕切り
- (3) その他、甲が指定する物資で、乙の供給が可能なもの

（物資の引渡し）

第4条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲乙協議して指定する者が行うものとする。

2 甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

3 乙は、搬送終了後速やかに段ボール製品供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の適正価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後すみやかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第6条 甲、乙はこの協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第8条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年12月7日

甲： 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢 掛 町

矢掛町長

上野通彦



乙： 岡山県小田郡矢掛町本堀641番地

大王パッケージ株式会社 関西事業部

取締役 事業部長

中田 邦彦





災害時における法律相談業務等に関する協定書

矢 掛 町

岡山弁護士会



災害時における法律相談業務等に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）と岡山弁護士会（以下「乙」という。）は、甲において、将来、地震等による大災害、その他これに準ずる災害が発生した際（以下「災害時」という。）の被災者等を対象とした法律相談等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力し、矢掛町内での災害時に、甲が行う被災者支援における弁護士の法律相談業務及び弁護士会が行う災害ADR等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定めるもの、感染症の蔓延及び大規模な事故等をいう。

2 この協定において、「災害ADR」とは、災害に起因した紛争に係る裁判外紛争解決手続をいう。

（弁護士の派遣要請）

第3条 甲が乙に対して、災害時に、被災者に対する無料法律相談会（以下「相談会」という。）の実施を要請したときは、乙は速やかにこれを応諾し、甲が指定する避難所などの相談場所に乙に所属する弁護士を派遣するものとする。

2 諸般の事情から乙において緊急に相談会を行う必要が生じたと認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときも前項と同様とする。

3 乙は、甲からの要請を受諾した場合は、甲に対し受諾した旨の連絡を行う。

（相談の終了）

第4条 相談会は、次の各号に掲げる事項が生じたとき、終了する。

（1） 甲が、相談会の終了を告げたとき。

（2） 乙が、相談会の続行が困難と判断したとき。

（役割）

第5条 甲は、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行うことに努める。

2 乙は、相談会の開催にあたり、速やかに乙に所属する会員である弁護士（以下、「乙の会員」という。）から法律相談業務に従事する弁護士を選定し派遣するものとする。ただし、乙は、乙の会員のみでは対応することが困難なときは、日本弁護士連合会及び中国地方弁護士会連合会に支援を要請するものとする。

3 乙は、あらかじめ相談会の法律相談業務に従事する乙の会員に、災害に関する法律相談を行うのに必要な知識を習得するための研修を適宜実施するように努める。

4 甲は、乙に対し、必要に応じ、甲が行う職員研修や町民向けの災害に関する研修等に講師として乙の会員を派遣するよう要請することができる。なお、研修等の講師料の負担については、要請の都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（相互協力）

第6条 甲及び乙は、相談会を円満に行うため、今後、相談会に派遣する弁護士の名簿作成及び相談会の広報等について協力する。

(連絡調整)

第7条 甲及び乙の相談に関する連絡調整は、甲は第14条に基づき定められた実施細目に規定する者が、乙は環境保全・災害対策委員会委員長が行う。

(相談料)

第8条 相談会の相談料は無料とする。

(弁護士の謝礼)

第9条 乙は、甲に対し、相談会における報酬及び経費は請求しないものとする。ただし、乙は、相談会に関し、国、岡山県、日本司法支援センター及び日本弁護士連合会などから委託金や援助金などを受け取ることができる。

(報告)

第10条 乙は、相談の結果、甲及び関係諸機関による措置が必要と考えた場合には、速やかに甲に通知するよう努める。

(災害ADRの実施)

第11条 乙が、災害ADRを行う場合において、当事者が町内に居住又は勤務するなど町内で期日を開催することが相当であると認める場合、甲に協力を要請することができる。

(災害ADRの開催場所の確保及び広報への協力)

第12条 甲は、前条の要請を受けた場合、公共施設の使用等、災害ADRの開催場所の確保に協力するものとする。

2 甲は、乙が行う災害ADRの広報（災害ADRのポスターの掲示、リーフレット・チラシの配布等）に協力するものとする。

(連絡調整)

第13条 甲及び乙の災害ADRに関する連絡調整は、甲は次条に基づき定められた実施細目に規定する者が、乙は仲裁センター運営委員会委員長が行う。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙協議して実施細目として定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の期間は、令和3年2月8日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に2年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年2月8日

甲 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長

山野通彦



乙 岡山県岡山市北区南方1-8-29

岡山弁護士会

会長

猪木健二





災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）と矢掛町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、矢掛町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、矢掛町災害時応急対応活動として行うボランティア活動を円滑に実施するため、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や、被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 乙は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、甲の要請に基づき、センターを設置する必要があると判断したときは、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、矢掛町農村環境改善センター事務所とし、支援活動を実施するための場所は同所多目的ホールとする。ただし、矢掛町農村環境改善センターが最適な場所でない場合は、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）ボランティアニーズの把握

- (2) 災害ボランティアの募集、受付
- (3) 災害ボランティア活動の情報発信
- (4) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (5) ボランティア活動保険の加入手続
- (6) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (7) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (8) 矢掛町災害対策本部との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲乙が認める情報
- (9) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (10) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員（被災自治体の災害ボランティアセンターに派遣される社協職員）旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(報告)

第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第13条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機

関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

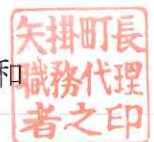
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月20日

甲： 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長職務代理者 安部正和



乙： 岡山県小田郡矢掛町矢掛3016番地1

社会福祉法人 矢掛町社会福祉協議会

会長 山野通彦





災害時における物資供給に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の要請に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第 2 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 矢掛町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 矢掛町以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあつては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 6 条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請に対する措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第 7 条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第 8 条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両の通行）

第 9 条 甲は乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）

第 10 条 乙は、第 8 条第 2 項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

第 11 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては矢掛町総務防災課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第 12 条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第 13 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

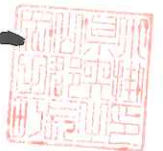
第 15 条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 | | 月 4 日

甲 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3 0 1 8 番地
矢掛町
矢掛町長

山 野 通 彦



乙 福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号
株式会社ナフコ
代表取締役

石田卓巳



別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど



災害に係る情報発信等に関する協定

矢掛町及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、矢掛町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、矢掛町が矢掛町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ矢掛町の行政機能の低下を軽減させるため、矢掛町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、矢掛町及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、矢掛町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、矢掛町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 矢掛町が、矢掛町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 矢掛町が、矢掛町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 矢掛町が、災害発生時の矢掛町内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 矢掛町が、矢掛町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 矢掛町が、矢掛町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 矢掛町及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、矢掛町及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく矢掛町及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応に係る旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものと

する。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、矢掛町から提供を受ける情報について、矢掛町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、矢掛町及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、矢掛町及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、矢掛町とヤフー両者記名押印の上、各1通を保有する。

2021年12月13日

矢掛町：岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地

矢掛町

矢掛町長 山野 通彦



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊 健太郎



印



災害廃棄物等の処理に関する 基本協定書

矢 掛 町

大栄環境株式会社

災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

矢掛町（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、甲および甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、矢掛町内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

尚、乙は必要に応じて大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社と協力して本協定書の実施に当たるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理支援」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- （1） 災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定および策定支援
- （2） 災害廃棄物等の撤去、積込作業に関すること
- （3） 災害廃棄物等の収集運搬に関すること
- （4） 災害廃棄物等の処分に关すること
- （5） 前各号に伴う必要な事業に関すること

（災害廃棄物等の処理支援の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社にて、甲が実施する災害廃棄物等の処理支援に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理支援に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1） 処理計画、処理体制の構築に当たっては関係法令を遵守すること。
- （2） 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮した計画とすること。

(3) 再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

(連絡協議会)

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害および不測の事態について
- (2) 協力要請の手続き、手順について
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容(種類)及び数量について
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業について
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

(個別契約書の締結)

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理支援に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(他被災市町村(都道府県)への応援)

第8条 甲が、被災した他の市町村(都道府県)に対して災害廃棄物等の処理支援についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

(甲の解除権)

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。

（7）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間）

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（規定のない事項の取扱い）

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月 / 日

岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地
甲 矢掛町
矢掛町長 山野通彦



大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
乙 大栄環境 株式会社
代表取締役 金子文雄



				年	月	日
知 事 あて						
矢 掛 町						
災害派遣に関する要請						
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。						
記						
1 災害の状況及び派遣を要請する事由						
2 派遣を必要とする期間						
自		年	月	日	時から	
至		年	月	日	災害が終了するまで	
3 派遣を希望する区域及び活動内容						
(1) 派遣を希望する区域						
(2) 活動内容						
4 その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舍の準備状況など）						
(1) 連絡場所及び連絡職員						
(2) 宿 舎						
(3) 食 料						
(4) 資 材						
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後に文書（2部）を提出する。						

注：用紙の大きさは、A4とする。

資料3－2 撤収要請依頼書

年 月 日		
知	事	あて
矢 掛 町		
自衛隊の撤収要請依頼について		
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。		
記		
1	撤収要請依頼日時	年 月 日
2	派遣要請依頼日時	年 月 日
3	撤収作業場所	
4	撤収作業内容	

注：用紙の大きさは、A4とする。